

下松市 公園施設長寿命化計画

2021年2月

山口県 下松市 建設部 都市整備課

## 1. 都市公園整備状況

(2021年1月末時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
114	53.52ha	9.1 m <sup>2</sup>

## 2. 計画期間（西暦） [2022年度～2031年度（10箇年）]

### 3. 計画対象公園

#### ①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
100	4			1					1	8		114

#### ②選定理由

下松市の管理する「都市公園法第2条に基づく都市公園（公園または緑地）」とする。

### 4. 計画対象公園施設

#### ①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
286	49	136	296	25	21	134

管理施設	災害応急対策施設	その他	合計
950		24	1921

#### ②これまでの維持管理状況

これまで全ての公園施設（建築物、遊戯施設、公園施設等）を対象に、市公園緑化係や指定管理者、委託業者、地元自治会による維持管理保全（清掃・保守・修繕）と日常点検を行っている。

遊戯施設に関しては、国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」及び社団法人 日本公園施設業協会（JPFA）が策定した「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014」に基づき毎年1回の定期点検を実施している。

定期点検により危険個所が確認された場合、緊急度の高いものから補修や使用禁止措置を行ってきた。

備考）経過年数、これまでの維持管理状況、施設の劣化の可能性を記述

#### ③選定理由

計画の対象とした114公園に設置されている全施設（1921施設）を対象とする。

## 5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要（個別施設の状態等）

- ・点検調査実施：2020年7月～2月、2021年7月～12月

- ・点検結果の概要

健全度調査は、予防保全型管理を行う候補とした364施設について、公園施設長寿命化計画策定指針（案）に則り実施した。

- ・調査方法

### 1. 一般施設、土木構造物、建築物

「公園施設長寿命化計画策定指針」に則り、目視、打診を実施した。

### 2. 遊具等

公園施設業協会の「遊具の日常点検マニュアル」に則り、目視、触診、打診を行った。

### 3. その他設備等

「公園施設長寿命化計画策定指針」に則り、目視、触診、打診を実施した。

施設種別	施設数	A	B	C	D	備考
a. 一般施設	34	4	17	12	1	
b. 遊具等	288	12	213	61	2	
c. 土木構造物	0	0	0	0	0	
d. 建築物	40	3	12	17	8	
e. 各種設備等	2	0	2	0	0	

備考）点検調査実施時期・期間、点検調査方法、点検調査結果の概要（公園施設の健全度に関する全般的状況）を記述

## 6. 対策の優先順位の考え方

対策の優先順位は、「健全度判定」から設定した「緊急度判定」ならびに子供の利用が多い遊戯施設を優先して設定した。

施設種別	施設数	高	中	低	備考
a. 一般施設	34	1	12	21	
b. 遊具等	288	2	61	225	
c. 土木構造物	0	0	0	0	
d. 建築物	40	8	17	15	
e. 各種設備等	2	0	0	2	

備考）個別施設の健全度調査結果等に基づく緊急度判定の状況、考え方を記述

## 7. 対策内容と実施時期

### ① 日常的な維持管理に関する基本的方針

維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検は、市公園緑化係、指定管理者、委託業者により随時実施し、公園施設の機能の保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷を把握する。

公園施設の異常が発見された場合は、使用を中止し事故等を予防する。また、この時点で健全度調査を実施し、補修、もしくは更新を判定する。

なお、日常点検を実施した際には、写真等により記録を残し、経過観察の資料として活用する。

#### 1. 一般施設、土木構造物、建築物

- ・ 日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。また対象施設の健全度調査を実施し、施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

#### 2. 遊具等

- ・ 日常点検及び年1回実施する定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。
- ・ 年1回実施する点検の結果を健全度調査として活用し、遊具等の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

#### 3. その他設備等

- ・ 法で定める年1回実施する定期点検を健全度調査として活用する。

備考) 公園施設の種類に応じた日常点検や定期点検ごとの点検実施体制、点検方法などの基本的な方針を記述

## ②公園施設の長寿命化のための基本方針

『安全性の確保』『機能の確保』『ライフサイクルコストの縮減』の観点から、以下に示す事項を基本方針とする。

### 安全性の確保

#### 【予防保全型管理施設】

- ・出来るかぎり健全度がBの段階で適切な長寿命化対策を実施し、施設の延命化を図る。
- ・遊具等、その他設備等については日常点検及び年1回実施する定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、消耗材の交換等を行う他、必要に応じて利用禁止の措置を行う。定期点検の結果を健全度調査として活用し、施設の補修、もしくは更新を位置付けたうえで措置を行う。
- ・100 m<sup>2</sup>を越える特殊建築物は法で定める3年に1回以上の定期点検を実施し健全度調査として活用する。
- ・上記以外の公園施設（一般施設、土木構造物、建築物）については、5年に1回以上の健全度調査を実施し、施設の劣化損傷状況を確認する。
- ・健全度判定に基づき、安全性の確保が急がれる施設を優先的に更新する。
- ・更新時期が過ぎた施設は、健全度判定結果を考慮し、更新を計画する。

#### 【事後保全型管理施設】

- ・健全度調査を実施しないため、維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検により安全性を確保し、劣化が顕著になった段階で更新する。
- ・舗装については、劣化や損傷が顕著となった段階で、施設（箇所）毎に判断し更新する。

#### 【使用見込み期間の設定】

処分制限期間	予防保全型管理施設	事後保全型管理施設
20年未満	処分制限期間の2.4倍	処分制限期間の2倍
20年以上40年未満	処分制限期間の1.8倍	処分制限期間の1.5倍
40年以上	処分制限期間の1.2倍	処分制限期間の1倍

### 機能性の確保

- ・全市や地域における公園の位置づけを整理する。
- ・市民が求める機能を提供し得る公園施設を中心に、長寿命化計画を進める。

### ライフサイクルコストの縮減

- ・予防保全型管理候補施設を対象にライフサイクルコストの縮減効果を検証する。
- ・ライフサイクルコスト縮減効果が認められる施設について、予防保全型管理を実施する。

備考) 点検調査により把握した健全度を踏まえた、公園施設長寿命化のための基本的な方針を記述（次回の点検・診断、修繕・補修・更新、その他必要な対策について、講ずる措置の内容や実施時期を記述）

8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期等  
 ※ 別添「公園施設長寿命化計画調書」（様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、  
 様式3「公園施設種類別現況」）による

9. 対策費用

①概算費用合計（10年間）【②+③】	617,190千円
②予防保全型施設の概算費用合計（10年間）	413,501千円
③事後保全型施設の概算費用合計（10年間）	203,689千円
④単年度あたりの概算費用【①/10】	61,719千円

備考）計画期間の概算費用（千円）を記述（様式1、様式2との整合に留意）。

10. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

対象とした施設について、健全度調査の結果から判断し、適切な更新や補修を計画した。ライフサイクル縮減効果に応じた管理類型に分類することでは『11,120千円』の縮減効果（単年度当たり）が見込まれる。

備考）ライフサイクルコストの縮減額等を記述

11. 計画の見直し予定

①計画の見直し予定年度（西暦）：〔2032年度〕

②見直し時期、見直しの考え方など

次回以降の健全度調査の結果が、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行う。